

熊本県公報

第 1 1 6 6 5 号
平成 20 年 3 月 7 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の供用開始..... (") 2
- 公印の廃止..... (私学文書課) 2
- 土地収用法による手続の開始..... (用地対策課) 2

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了..... (農村計画・技術管理課) 3
- 土地改良区役員の氏名変更..... (") 3
- 下萩入会林野整備計画の認可..... (林業振興課) 3
- 水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務
に係る一般競争入札..... (水俣病保健課) 3
- 定款変更認可..... (農村計画・技術管理課) 5
- インターネット動画配信用サーバ運営管理業務..... (広報課) 6
- パソコン及びプリンタ等の保守委託業務に係る一般競争入札..... (情報企画課) 8
- 平成 20 年度パソコン相談対応事例検索ホームページ製作及び公開業務
委託に係る一般競争入札..... (") 10
- 熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理業務..... (広報課) 12
- 熊本県観光サイト広告掲載取扱業務委託に係る一般競争入札..... (観光物産総室) 15

登 載 依 頼

- 熊本県高齢者保健推進協議会の開催..... (健康づくり推進課) 17
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の
開催..... (高齢者支援総室) 17
- 第 37 回熊本県環境審議会開催..... (環境政策課) 18
- 熊本県警察本部通送業務に係る一般競争入札の実施..... (警察本部広報県民課) 18
- 熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令..... (教育政策課) 21

告 示

熊本県告示第 173 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	球磨郡五木村大字乙字掛迫 223 番地先から 同村大字甲字溝口 3647 番 1 地先まで	前	5.0 ～ 26.0	1101.0	川辺川ダム建設 事業
		球磨郡五木村大字乙字掛迫 223 番地先から 同村大字甲字溝口 3647 番 1 地先まで	後	5.0 ～ 26.0	1101.0	

		球磨郡五木村大字甲字溝口 3716 番地先から 同所 3637 番 2 地先まで		8.0 ～ 39.5	1053.0	
主要地方道	黒木鹿 北線	山鹿市鹿北町岩野字蛇淵 2805 番 1 地先から 同町岩野字北田 5283 番 9 地先まで	前	7.5 ～ 8.3	28.2	交安統合
			後	10.2 ～ 33.5	21.1	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 7 日

熊本県告示第 174 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387 号	合志市須屋字西谷 680 番 2 地先から 熊本市鶴羽田町字松ノ本 603 番 1 地先まで	320.0	交差点改築

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 8 日

熊本県告示第 175 号

昭和 35 年 7 月 1 日熊本県告示第 404 号（熊本県公印規程の規定による公印の登録）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

告示文各項列記以外の部分中「、上益城地域振興局土木部専用及び計量検定所専用」を「及び上益城地域振興局土木部専用」に改める。

17 の項を削り、18 の項を 17 の項とする。

熊本県告示第 176 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 3 の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道 3 号改築工事（南九州西回り自動車道（20 工区）「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡芦北町大字田浦字宮田、大字田浦町字水道、大字小田浦字水道、字馬越、字塩屋、字宇土、字大坪、字仲田、字ヘキ及び字井手尾並びに大字花岡字古東泉寺、字宇土及び字竹下地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡芦北町大字田浦字宮田、大字田浦町字水道、大字小田浦字水道、字馬越、字宇土、字大坪、字仲田、字ヘキ及び字井手尾並びに大字花岡字古東泉寺、字宇土及び字竹下地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 芦北町役場

公 告

熊本県公告第 152 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定によりこの旨を公告する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	鹿本北部二期（萩之塚工区）（山鹿市）	平成 18 年 10 月 5 日	平成 19 年 3 月 26 日	熊本県
農業用排水施設	鹿本北部二期（上吉田工区）（山鹿市）	平成 18 年 9 月 28 日	平成 19 年 2 月 1 日	熊本県
農用地の保全	鹿本北部二期（上吉田工区）（山鹿市）	平成 18 年 9 月 28 日	平成 19 年 2 月 1 日	熊本県
農用地の保全	鹿本北部二期（堂の原工区）（山鹿市）	平成 18 年 10 月 5 日	平成 19 年 3 月 26 日	熊本県

熊本県公告第 153 号

玉名市に事務所を置く天水町土地改良区の役員の氏名に次のとおり変更を生じた旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	新氏名	旧氏名	住所
理事	金澤 信助	金沢 信助	玉名市天水町小天 1209 番地
理事	立川 嘉徳	立川 嘉徳	玉名市天水町小天 3838 番地

熊本県公告第 154 号

球磨郡山江村大字山田戊 665 番地、下萩入会林野整備組合代表者恒松幸から申請のあった下萩入会林野整備計画について、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和 41 年法律第 126 号）第 11 条第 1 項の規定により平成 20 年 2 月 28 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 155 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点第 3 位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本店又は支店（営業所等を含む。）があり、担当技術者が常駐していること。
- (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
- (7) 平成19年度を含む過去3年間に、診療報酬明細書に係るデータ入力及び点検等の業務を受託した実績があること。
- (8) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日に2回（午前11時及び午後4時）、熊本県環境生活部水俣病保健課、水俣病審査課（県庁行政棟新館5階）及び熊本県地域振興部情報企画課（県庁行政棟新館9階）において、受注及び納品をすることができること。
イ 上記アの日時以外でも、県が業務上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に上記アに記載する場所において、受注又は納品をすることができること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月14日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月14日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 申請書の入手先及び提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出する。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県環境生活部水俣病保健課（県庁行政棟新館5階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 7386 ダイヤルイン 096-333-2282

6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月14日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
平成20年3月21日（金）午後2時から
- イ 場所
熊本県庁行政棟本館 1101 会議室（県庁行政棟本館 11 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 3716
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準価格を設けているため、その基準価格を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第156号

熊本市に事務所を置く馬場楠堰土地改良区理事長山本一弘から平成20年2月8日付けで申請のあった定款変更については、平成20年2月28日付けで認可したので、土地改良法

(昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 3 項の規定により公告する。
平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 157 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の内容
インターネット動画配信用サーバ運営管理業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額はインターネット動画配信用サーバ運営管理業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目の情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成 20 年 2 月 1 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでおり、実績があること。
 - (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 3 月 7 日（金）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加を資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 20 年 3 月 7 日（金）から平成 20 年 3 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所

- 5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2027
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月17日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明書の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月12日（水）午前10時30分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館9階 903会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月21日（金）午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館8階 801会議室
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成20年3月19日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定

- に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 158 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 20 年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務

(2) 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(3) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 20 年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 資格要件

ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、営業種目情報処理業務取扱業種情報システム全般の設計、開発、維持管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

エ 6 の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

オ 当該保守業務を担当する人員を常時 3 人以上有すること。

カ 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月14日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月14日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2143（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月18日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月12日（水）午後1時30分から
イ 場所
熊本県庁テレビ会議室（県庁行政棟新館10階）
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月19日（水）午後1時30分から
イ 場所
熊本県庁テレビ会議室（県庁行政棟新館10階）
 - (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 8 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 159 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 20 年度パソコン相談対応事例検索ホームページ製作及び公開業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日（火曜）から平成 21 年 3 月 31 日（火曜）まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 20 年度パソコン相談対応事例検索ホームページ製作及び公開業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱

- (平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格者として、営業種目(取扱業種01情報システム全般の設計、開発、維持管理及び01研修業務及び03ホームページ作成・維持管理)に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- ア 平成17年度及び平成18年度において、年200日以上、一般向けのパソコンの操作に関する疑問やトラブル対応業務を行った実績を有すること。
- イ 人材派遣事業者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月7日(金曜)から平成20年3月13日(木曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成20年3月7日(金曜)から平成20年3月18日(火曜)まで(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出場所
5に記載の場所に同じ。
- (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課地域情報班(県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3087 ダイヤルイン 096-333-2144
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成20年3月7日(金曜)から平成20年3月18日(火曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- イ 交付場所
5に記載のとおり。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成20年3月19日(水曜)午前11時
- イ 場所
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館9階 情報企画課
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札において他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から起算して 10 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から起算して 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 160 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理業務
- (2) 委託業務の概要
熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理に係る常駐職員派遣等

- (3) 委託業務の詳細
入札説明書のとおり
- (4) 委託期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に關する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の情報処理業務（ホームページ制作・維持管理）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成20年2月1日現在において、同種の営業を2年以上営んでおり、実績があること。
 - (6) ホームページ作成職員を常時5人以上有すること。
 - (7) ホームページ作成及びデザイン設計を経験し、HTMLタグ、CompactHTMLタグ、JavaScript及びスタイルシートについての知識を有し、かつ、活用できる者を派遣し、常駐させることができること。
 - (8) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
4の(1)に記載のとおり
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成20年3月7日（金）から平成20年3月14日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2027
- 6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 3 月 7 日（金）から平成 20 年 3 月 14 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 3 月 11 日（火）午後 2 時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 4 階広報課レク室
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 3 月 21 日（金）午後 3 時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 801 会議室
 - (5) 入札書の提出方法
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 3 月 19 日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
 - (5) 最低制限価格
無
 - (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第161号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県観光サイト広告掲載取扱業務
- (2) 委託業務の内容
熊本県観光サイトへの有料バナー広告掲載に係る広告の募集等
- (3) 委託業務の詳細
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 委託期間
平成20年6月2日から平成21年3月31日まで
- (5) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目の広報・広告業務（企画・制作）に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成20年3月1日現在において、同種の営業を2年以上営んでおり、実績があること。
- (6) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

- 4の(1)に記載のとおり
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成20年3月7日(金)から平成20年3月17日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県商工観光労働部観光物産総室(県庁行政棟本館7階)
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2332
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年3月7日(金)から平成20年3月17日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月11日(火)午前10時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館802会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月25日(火)午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館701会議室
- (5) 入札書の提出方法
(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成20年3月24日(月)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札

- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格を上回る最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県高齢者保健推進協議会公告第1号

熊本県高齢者保健推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年3月7日

熊本県高齢者保健推進協議会 会長 岩下 直昭

- 1 開催日時
平成20年3月18日（火）午後3時から4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2階 ひばりの間
- 3 議題
(1) 本年度の各部会の協議結果報告
ア 生活習慣病部会
イ リハビリテーション部会
(2) 全体協議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県高齢者保健推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康づくり推進課）
電話 096-383-1111 内線7182

熊本県社会福祉審議会公告第5号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成20年3月7日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時

- 平成 20 年 3 月 14 日（金） 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺一丁目 33 番 18 号
水前寺共済会館 1 階 「芙蓉」
 - 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県地域ケア体制整備構想について
 - (2) 第 3 期高齢者かがやきプランの実施状況について
 - (3) 第 4 期高齢者かがやきプラン（仮称）について
 - (4) その他
 - 4 傍聴者の定員
20 人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後 2 時から午後 2 時 30 分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室総務・企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県環境審議会公告第 4 号

第 37 回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 12 日（水）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 審議事項
 - ① 第 17 回「くまもと環境賞」被表彰者の選考について
 - (2) 報告事項
 - ① 平成 20 年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
 - ② 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直しについて
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、会場にて、午後 1 時から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
議題（1）審議事項「第 17 回『くまもと環境賞』被表彰者の選考について」は、同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関わる内容であるため、熊本県情報公開条例第 7 条第 2 号の規定により非公開とする。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話 096-383-1111 内線 7320）

熊本県公告第 69 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 3 月 7 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県警察本部逓送業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

- (4) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県警察本部通送業務に要する費用とし、各通送コース1回当たりの単価とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
オ 入札回数、2回を限度とする。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件すべてを満たす者であること。
(1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
(2) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、有資格者として営業種目「運送業務」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
(5) 6の(3)アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（直通）
(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年3月7日（金曜）から平成20年3月14日（金曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
(1) 提出期間
平成20年3月7日（金曜）から平成20年3月21日（金曜）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
(2) 提出場所
5に記載のとおり
(3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部広報県民課通送・印刷係
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線2196
- 6 入札手続等
(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年3月7日（金曜）から平成20年3月21日（金曜）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 20 年 3 月 26 日 (水曜) 午後 2 時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 3 階情操室
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった各通送コース 1 回当たりの額に各通送コースごとの年間通送実施予定回数 (仕様書を参照) をそれぞれ乗じて得た額の合計額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 二以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、かつ、各通送コースごとの予定価格に年間通送実施予定回数 (仕様書を参照) をそれぞれ乗じて得た額の合計額の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 6 日以内とする。
- ウ 落札者から契約締結の申出期限
落札者決定の日から 6 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (各通送コース 1 回当たりの額) に各通送コースごとの年間通送実施予定回数 (仕様書を参照) をそれぞれ乗じて得た額の合計額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ

れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県教育委員会訓令第2号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年3月7日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成7年熊本県条例第13号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「勤務時間条例第2条に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

